

防整技第7406号
28.4.1
一部改正 防整技第11993号
28.6.23
一部改正 防整技第8717号
29.6.1
一部改正 防整技第9026号
30.6.4

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

関連文書：防整技第7171号（28.3.31）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用

本運用は、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第7171号。28.3.31）において適用した「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」の運用を定めるもので、適正な設計業務の積算に資することを目的とする。

- 1 第2章2.3(1) 成果図書に基づく積算業務として、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成の業務を分割する場合の業務細分率は下表による。

積算業務に係る業務細分率表

延面積 積算業務項目	五百 平方 メー トル	七百 五十 平方 メー トル 以上	千平 方メ ー トル 以上	千五 百平 方メ ー トル 以上	二千 平方 メー トル 以上	三千 平方 メー トル 以上	五千 平方 メー トル 以上	七千 五百 平方 メー トル 以上	一万 平方 メー トル 以上	一万 五千 平方 メー トル 以上	二万 平方 メー トル 以上
積算数量算出書の作成	0.57	0.58	0.58	0.59	0.59	0.6	0.6	0.61	0.61	0.61	0.62
単価作成資料の作成	0.20	0.19	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14
見積徴収	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14
見積検討資料の作成の業務	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

- 2 第2章3.2(3) 図面枚数毎の業務人・時間数の「工事費単価の変動に応じて設定する」算定係数は以下のとおりとする。

(イ) 「建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数」

$$\text{算定係数1} = 0.18501$$

(ロ) 「設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数」

$$\text{算定係数2} = 0.09103$$

(ハ) 「換算人・時間数1の算定」

$$\text{算定係数3} = 423.73$$

(ニ) 「換算人・時間数2の算定」

$$\text{算定係数4} = 56.760$$

- 3 第1章2.6による特別経費は、特別に依頼する現地調査及び設計協議等、総合調整業務等に必要となる交通費及び宿泊費（以下「交通費等」という。）を別途必要に応じて計上できる。なお、交通費等の算定は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）による。